

愛知県後期高齢者医療広域連合条例第6号

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を
改正する条例

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年
広域連合条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則第7条中「令和元年度分の保険料にあつては令和2年2月1日から
令和4年3月31日までの間に、令和2年度分」を「令和2年度分及び令和
3年度分」に、「令和2年4月1日から令和4年3月31日」を「令和3年
4月1日から令和5年3月31日」に、「令和3年度分」を「令和4年度
分」に、「令和3年4月1日から令和4年3月31日」を「令和4年4月1
日から令和5年3月31日」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の愛知県後期高齢者医療広
域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和4年4月1日から適
用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日までに申請のあつた令
和2年度分の保険料（普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、
特別徴収対象年金給付の支払日）が令和2年4月1日から令和3年3月
31日までの間に設定されているものに限る。）の減免については、なお
従前の例による。